

砥部町広告事業実施要綱

令和3年3月30日

砥部町告示第79号

(目的)

第1条 この告示は、砥部町（以下「町」という。）における広告事業に関し必要な事項を定め、新たな財源の確保に努めるとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「広告媒体」とは、町が保有する次に掲げる資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 広報紙その他町が発行する印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町の財産
- (4) その他町長が広告掲載を適当と認めるもの

2 この告示において「広告掲載」とは、民間企業等（以下「広告主」という。）の広告を広告媒体に掲載し、又は表示することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法律等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 当該広告の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 町民に不快感又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 美観風致を害するもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、第8条に規定する審査機関において広告として不適当と認めるもの

(広告掲載基準)

第4条 広告掲載できない業種又は事業所の基準及び掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載料、掲載箇所及び掲載期間は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集及び選定方法)

第6条 広告の募集及び選定方法は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告主の責任等)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査機関)

第8条 広告掲載の可否を審査するため、広告事業審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員長には副町長を、委員には総務課長のほか、当該審査に関連する課等の長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、第3条各号に定める事項について、新たな広告掲載又は掲載中の広告に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは会議に関係者の出席を依頼し、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、地域振興課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月30日告示第19号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。